

荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会

第3回

日時:平成29年6月1日(木)15:45~17:00

場所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 中研修室5B

出席者:別紙出席者名簿のとおり

◆開催状況



◆協議会の内容

- ・荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組の実施状況について
- ・今後のスケジュールについて
- ・水防法の一部改正について
- ・PUSH型洪水情報の配信について
- ・家屋倒壊等浸水想定区域について

◆議事概要

| | 意見内容 | 事務局対応 |
|--|--|---|
| ふじみ野市 | ・ハザードマップについて、全戸への紙媒体での配布に加え、GIS型のWeb版についても作成・公開した。 ・新しい浸水想定区域図として県内で初めての取組と思われ、利点としては、様々な情報をレイヤー表示機能を用いて表示することができ、情報の更新も容易である。 | — |
| 上尾市 | ・要配慮者利用施設27施設(現在26施設)へ国土交通省の手引きを基に解説を加えた“ひな形”を昨年度7月に作成し、各施設へ郵送して計画作成を依頼した。 ・4施設で避難確保計画が作成され、うち3施設では自衛水防組織も発足した。残りの施設については、今後、作成を働きかける。 ・今年度は計画作成施設について、訓練実施の依頼を予定している。 | — |
| 鴻巣市 | 【取組19】広域避難計画について ①鴻巣市も洪水危険度は高いが、受入れのための検討が必要なのか。川島町・吉見町は荒川の右岸側で鴻巣市は左岸側であり渡河を考慮すると受入れはできないのではないかと。 ②川島町、吉見町をモデル市町として検討しているが、今後、自治体を変更して検討を進めていくものであるか。 | ①について 先ずは実施における条件・課題の抽出が必要と考えている。具体的実施方法は課題等を踏まえた検討とする。 当該地域の場合、本支川それぞれの氾濫が想定される。支川氾濫を想定したケースであれば、荒川の対岸市町も避難先候補として検討することも必要だと考える。 江東5区(荒川下流管内)では想定した災害シナリオに沿った避難計画を検討している。広域避難では避難に多くの時間を要するため、時間軸をもったシナリオとしている。江東5区の検討も参考としていただきたい。 ②について 今回はモデル地域での先行的な検討として実施するものである。検討結果等は協議会・ブロック会議等で共有していく。他地域への展開については今後の検討を踏まえ、協議していきたい。 |
| 和光市 | 【取組18】の「防災ガイド&ハザードマップ」では、地図にグリッド・コードを表示して、地区名ではなく、数字・記号により地域を特定しやすいように工夫した。従来、市民に地域の危機情報を提供することに加えて、発災現場の位置情報収集ツールとして活用できる。 | — |
| 熊谷地方気象台 | 5/17より気象情報発信時の表示を「危険度の色分け」として改善した。また、休日や夜間への対応などを考慮した“5日先までの「警報級の可能性」”を発表するようになった。 7月上旬には「洪水警報の危険度分布」を更新して支川(小河川)の危険度表示を予定している。 | — |
| 埼玉県 | 家屋倒壊等危険区域について、「不動産関連事業者への説明会の実施」について、説明は実施したか、または今後実施する予定はあるか。 | 現時点では説明会を実施していない。 説明会の実施方法については、今後確認していく。 |
| 水防法の一部改正について 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化について | | |
| 朝霞市 | 避難確保計画の作成について、期限はあるか。 | 確認し、後日回答する。 |
| 和光市 | 現在、要配慮者利用施設に説明会を実施しているが、平成29年1月版の手引き(要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き)には「努力義務」として記載されている。水防法の改正に伴う手引きの修正を速やかに行うよう要望する。 | 水防法は平成29年5月に改正されているため、平成29年1月の手引きには反映されていない。 整合性等については確認する。 |